

子どもを取り巻く環境に関する報告書

～子どもの居場所について～

平成31年2月20日

松本市議会 教育民生委員会

目 次

1	はじめに	1
2	調査研究の経過	1
3	調査研究の内容	2
4	調査研究を終えて	5

1. はじめに

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの権利を実現していくため、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進していく事を明らかにしました。また、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、子どもの権利の視点に立った子ども施策を推進するとされています。

そのような中、子どもを取り巻く環境は、近年大きく変化してきており、不登校児童の増加や、自己肯定感が低い子どもの存在などが指摘されています。また貧困の連鎖と言われるような新たな問題にも注目が集まる中、子ども食堂などの取組みが全国的にも広がりを見せています。

今年度の教育民生委員会では、これらの状況を踏まえ、「子どもを取り巻く環境」をテーマに設定し、調査研究を進めることとしました。

2. 調査研究の経過

平成30年	7月26日	神奈川県川崎市を視察 「川崎市子ども夢パークについて」 東京都足立区を視察 「子どもの貧困対策について」
	8月21日	テーマ研究に関する協議
	9月13日	テーマ研究に関する協議
	10月15日	あがた児童センターを視察 「子どもの居場所としての機能」
	10月16日	テーマ研究に関する協議
	11月20日	子どもの支援・相談スペースはぐルッポとの意見交換 「子どもの居場所に係る取組状況と各種課題について」 テーマ研究に関する協議
	12月13日	テーマ研究に関する協議
平成31年	2月6日	テーマ研究に関する協議

3. 調査研究の内容

(1) 先進地視察

ア 神奈川県川崎市 「川崎市子ども夢パーク」

(ア) 施設の概要

川崎市子ども夢パークは、子どもたちが安心して生きる権利、ありのままの自分でいる権利等について定めた「川崎市子どもの権利に関する条例」を実現する施設として、平成15年に開設されており、平成18年からは指定管理者制度が導入されています。

施設のコンセプトとして、

- ① ありのままの自分でいられる場
- ② 多様に育ち、まなぶ子どもの居場所
- ③ 自分の責任で自由に遊ぶ場
- ④ つくりつづけていく場
- ⑤ 子どもたちが動かしていける場

を掲げており、面積約9,871㎡の敷地内には、土や水、火や木材などを活用し、子どもたちの責任において自由に遊ぶことのできるプレーパーク、全天候型の屋根付き広場、バンド等の練習ができるスタジオ、ゆっくりと過ごすことができる交流スペースなどが設置されています。

不登校や引きこもりとなったり、発達障害などがある子どもたち100名以上が登録をしており、毎日好きな時間に好きなことをして過ごせる場所となっています。

イ 東京都足立区 「子どもの貧困対策について」

(ア) 事業の背景

足立区は、東京23区において、刑法犯認知件数がワースト1である、小・中学校の学力テスト結果が低位である、生活保護受給者が最も多いなどのイメージが定着していましたが、健康、治安、学力問題の根底にあるのは「貧困」であるとして、次代を担う子どもを支援し、「貧困の連鎖」を断つための検討を始めました。

平成26年1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行し、国が子どもの貧困対策に取り組む姿勢を示したことを契機として、足立区においても、平成26年8月には「子どもの貧困対策本部」を設置し、平成27年度には、「未来へつなぐ あだちプロジェクト(足立区子どもの貧困対策実施計画)」を策定し、本格的な取組みに着手しました。

(イ) 事業の概要

区長を本部長とする足立区子どもの貧困対策本部では、「健康・生活」、「教育・学び」の2つの作業部会を設置し、重点施策案、実施計画案の作成を行っています。

また学識経験者を招へいして行っている検討会議では、検討部会を設置するとともに、対策本部から提示される実施計画案について、提案や助言を行っています。

「未来へつなぐ あだちプロジェクト」の3本柱として、①教育・学び、②健康・生活、③推進体制の構築を掲げており、学びの環境支援、子どもの居場所づくり、ひとり親家庭に対する支援等の取組みがされています。

平成28年度には、区立小学校2年生の全員、4年生の一部、6年生の一部、中学2年生の一部を対象に、大規模な「子どもの健康・生活実態調査」を行っており、その結果、「世帯年収300万円未満」、「生活必需品の非所有」、「水道・ガスなどの支払い困難」のいずれかに該当する生活困難世帯は、1,499世帯(24.9%)あることが明らかになりました。

生活困難世帯では、虫歯の本数が多い、朝食を食べていない割合が高い、読書量や運動する習慣が少ないなどの傾向がみられ、また自己肯定感や自己制御能力に基づく逆境を乗り越える力にも差がみられることなどがわかりました。

これらのことから、子どもが運動習慣、読書習慣を身につけることや、地域活動に積極的に参加することで、逆境を乗り越える力を伸ばせる可能性があるとして、足立区では、この調査結果をプロジェクトに反映し、子どもを取り巻く家庭環境や生活習慣を変えていくことで、できる限り生活困難からの影響の軽減を図るとともに、保護者への相談支援の充実や、子どもが地域につながり経験や体験を積むことができる機会を増やすなど、施策を充実させていくとのことでありました。

(2) その他の調査・研究

ア あがた児童センターの視察

(ア) 施設の概要

旧あがた児童館は、昭和41年に松本市内初の児童館として建設されましたが、老朽化や放課後児童健全育成事業の利用児童増加等に伴い、平成26年に施設の建て替えがされました。

新しい施設では、松本市子どもの権利に関する条例が目指す、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めるため、中高生の専用室を設けており、青少年の居場所として活用できることが特徴となっています。

(イ) 子どもの居場所としての機能

あがた児童センターは、就学前の児童を含め、18歳未満の児童が誰でも自由に利用することができます。職員体制としては、館長1名、厚生員3名、子育て支援員2名、中高生担当1名となっています。

保護者の就労等により小学校1～6年生が放課後等に利用する放課後児童健全育成事業をはじめ、保護者が一時的に子どもをみることができない場合に利用できる一時預かり事業などが実施されています。

そのほか、あがた児童センター特有の事業として、青少年の居場所事業があり、学習室や中高生専用の集会室が置かれています。平成29年度は、中高生合わせて3,464人の利用が報告されており、中学生は清水・山辺中学校、高校生は松商学園・県ヶ丘・美須ヶ丘高校の生徒の利用が多いとのことでありました。

(ウ) 委員からの意見等

- ・市内では唯一、中高生も利用できるあがた児童センターを視察して、中高生のための居場所も大切であると改めて思った。
- ・夏休みなどの長期休暇中には、家庭の事情等により1日中児童センターで過ごす子どもが存在していることは驚きだった。
- ・それぞれの児童館・児童センターが、子ども達にとって安心の居場所となるためには、人的体制も含め、しっかり支援する必要がある。
- ・中高生の活動について、他の児童センター等と連携を広げていってほしい。

イ 子どもの支援・相談スペースはぐルッポとの意見交換

(ア) 施設の概要

平成25年5月の開所以来、様々な事情で学校に通うことができない子どもや、苦しい思いをしている子どもに居場所を提供しています。「学校へ行くこと」を目的とはせず、子どもたちが安心して遊ぶことができ、また好きなことに打ち込むことができる環境づくりに努めており、それぞれの子どもに応じた生活支援や学習支援を行っています。

近年は、利用者数の増加による施設の狭隘化や、支援員確保の困難さといった問題を抱えつつも、子どもたちが一步を踏み出すことの後押しをする施設になっています。

(イ) 委員からの意見等

- ・子どもたちが自由にのびのびといられる場所や、ほっとすることができる場所が必要。松本市に、はぐルッポのような場所があることはよいこと。
- ・市による不登校や引きこもりへの対応施設としては中間教室もあるが、松本市内にいろいろな居場所があることが大事。このような場所があることを子どもたちに伝えていく必要がある。

- ・同年代だけでなく、年齢層が異なる子どもが集まる場所も必要ではないか。お互いにより影響があるかもしれない。
- ・発達障害がある子どもが増えているという話もある。学校についていけなくて苦勞する子どものための場所も必要ではないか。
- ・障がいがあっても、普通の学校へ通える場合もあり、子どもによっても必要となる場所は異なるのではないか。
- ・はぐルッポなどの施設は、学校を補う機関として大切だが、学校における教育が基本であると思う。
- ・学校が大事だという思いが強すぎると、子ども達のストレスになるのではないか。

4. 調査研究を終えて

「子どもを取り巻く環境」に関する視察や意見交換を通して、子どもの健やかな成長を支援するためには、様々な環境にある子どもたちに「居場所」を確保する必要性があることを委員間で共有することとなりました。

子どもたちの居場所については、行政による様々な施策に加え、民間による施設設置等も進んできています。そのような民間による施設の設置や運営について、行政からの一層の支援の必要性も改めて認識いたしました。

また、居場所の整備だけでなく、子どもたちが抱えている様々なストレスに着目するとともに、子どもたちから発せられるわずかなSOSを見逃さずキャッチすることができる大人の存在が大切であることも感じました。

今後、本市におかれましても、全国他自治体の取組み等を参考にするとともに、子どもたちが家庭・学校・地域社会において、より一層安心して過ごすことができるよう、さらなる「子どもを取り巻く環境」の整備と、「居場所」の充実に取り組まれることを期待し、今年度の教育民生委員会の報告といたします。